



# YOKOHAMA ASAHI ROTARY CLUB WEEKLY

「ロータリーを實踐し みんなに豊かな人生を」

Engage Rotary Change Lives

2013-14年度 RI会長/ロンD.バートン RI.D2590ガバナー/市川緋佐麿 横浜旭RC会長/安藤公一

国際ロータリー第2590地区

## 横浜旭ロータリークラブ

事務所 横浜市旭区二俣川1-2 後藤ビル2F  
TEL.045-365-3273  
FAX.045-365-3132  
Email:asahirc@titan.ocn.ne.jp  
〒241-0821

例会場 二俣川相鉄ライフ4Fコミュニティサロン  
例会日 毎週水曜日/12時30分~1時30分



2014年4月2日 第2145回例会 VOL. 45 No. 37

■司 会 副SAA 市川 慎二

■開会点鐘 会 長 安藤 公一

■齊 唱 君が代、奉仕の理想

S L 北澤 正浩

### ■出席報告

会 員 数	33 名	本日の出席数	28 名
本日の出席率	93.33%	修正出席率	100%

### ■本日の欠席者

松本、二宮麻理子

### ■他クラブ出席者

福村 (地区、横浜瀬谷 RC)

### ■ゲスト

水越 雄介様 (弁護士)

### ■4月誕生記念祝



斎藤 善孝会員 4.29

綿貫 守一会員 4.11

松本 英二会員 4.2

### ■会長報告

桜の花が満開の季節となりました。8年前に我がクラブで植えた旭区役所から二宮さんのお宅に向かった帷子川沿いの枝垂れ桜も花を付け始めていました。朝晩は冷たい風が吹くこともあります。皆様御身体にお気をつけ頂きこれからの春爛漫を元気にお過ごし頂きたいと思います。

本日、二宮さんがその枝垂れ桜の小枝とキブシとまだ収穫までは時間のある若い麦をお持ちくださいました。春を感じます。

高校野球春の選抜は、いよいよ決勝戦、大阪の履正社と京都の龍谷大平安の戦いとなりました。例会開催時にプレーボールの予定です。両校の奮闘を祈ります。

今週の最大の話題は何と言っても4月1日からの消費税率アップでしょう。PASMOを使って鶴ヶ峰から相鉄で来たところ144円がチャージされていました。税率アップの反動がそれほど大きくなることを祈ります。

またジャンボジェット退役が報道されました。国内民間機として45年間、1985年のJALの御巣鷹山墜落事故もジャンボでした。我が横浜旭RC創立より1年ほど早くジャンボが就航したことになります。因みに1昨年まで生産されており総生産機数1,524台、一時はJALが100機以上所有していたと聞いています。

私の会長任期も早いものであと3ヶ月を切りました。残りの期間を今まで以上に気合を

入れて務めていく所存ですので、これからも宜しく願います。

今日は、水越様の卓話です。宜しく願います。

#### ○地区関係

1) 3月29日(土)にローターアクト主催のインターアクト卒業式に青少年奉仕委員長の青木さんがご出席されました。お疲れ様でした。

2) 恒例の地区協議会が4月13日(日)東京都市大学横浜キャンパスで開催されます。次年度の各委員会の委員長の方はご予約ください。

3) 4月9日、地区の拡大増強委員会セミナーが開催されます。内田さん宜しく願います。

#### ○クラブ関係

1) 4月12日(土)にガールスカウト102団との共同清掃活動が計画されています。9時45分二俣川南口集合です。皆さん奮ってご参加ください。

2) 本日、18時30分より事務所に於て今年度理事役員会です。理事役員の方、宜しく願います。

3) 来週は今年度最後のクラブ協議会です。今年度の各委員会の振り返りを行いますので、各委員長は必ずご出席願います。都合により欠席される場合は、副委員長かそれに代わる方を必ずご指名願います。

4) 4月3日は茅ヶ崎のスリーハンドレッドクラブにおいて、AKS会のゴルフコンペです。参加の皆様の奮闘を、お祈り申し上げます。

#### ■幹事報告

例会臨時変更のおしらせ

#### ○新横浜ロータリークラブ

日時 4月18日(金)→職場訪問

場所 大倉陶園

日時 5月2日(金)休会

日時 5月16日(金)→15日(木)移動例会

場所 湘南カントリークラブ

懇親会及びRAC合同例会

場所 新横浜国際ホテル

日時 6月22日(金)→22日(日)移動例会

場所 大箱根カントリークラブ 箱根龍宮殿

#### ○大和カントリークラブ

日時 4月29日(火)休会

日時 5月6日(火)休会

日時 5月20日(火)→25日(日) 第3回家族会

#### ■2014～15年度第2回理事会幹事報告

日時 3月26日 午後1時30分～2時20分

場所 クラブ例会場

出席者(会員敬称略)

増田、新川、安藤公一、田川、青木、福村後藤、漆原、内田、市川慎二(参席)

#### ○報告事項

##### 1) 地区

##### ①2014～15年度

会長エレクト研修セミナー報告

次年度RI方針、次年度2590地区

次年度主要行事

地区大会 (11/7～8)

ガバナー公式訪問 (8/6)

第3回クラブ協議会(ガバナー補佐来訪7/23)

##### ②今年度地区協議会

4/13 東京都市大学 横浜キャンパス

##### 2) クラブ

##### ①会長方針

②第1回クラブ協議会 4/30 13時30分

第2回クラブ協議会 6/18 13時30分

#### ○審議事項

1) 次年度行事・日程表 承認

但し、10/29の休会については商大高校文化祭と区民まつりの日程に近いため、検討を要するとの意見があった。

2) 次年度予算 承認

3) メーキャップ クラブ定款第9条第1節(A)(B)の規定のとおり

4) 祝い事記念品 今年度と同額

5) 次年度活動計画書

各委員会の活動計画書提出期限 5/30まで

#### ○協議事項 クラブ財政再構築

抜本的対策とその方法は、本年度理事会の審議経過を踏まえて、次回以降の理事会で検討、協議していく。

#### ■青少年委員会

青木 邦弘

第46回インターアクト年次大会報告

日時 3月29日(土) 場所 捜真女学校

商大高校インターアクトと顧問の田端先生含め5名が参加。講演で「私たちの知らないカンボジア」と題した講演がありました。

捜真女学校インターアクトクラブミーティングの中で、文化祭の売上の活用について話し合いで、売上を国際協力に使う事に決定。NGOの協力を得て、5年計画で500万円を貯めてカンボジアに小学校を建設するという計画をたてました。

この計画は2000年からスタート。神奈川新聞、保護者等の支援により2年で目標達成。2002年プノンペンから車で4時間の所へ小学校を建設。以後毎年文房具を持ってカンボジ

ア訪問をしています。この中で得たことは、やってもらった子供たちより、やった生徒達が一番満足したことです。との発表がありました。旭クラブの国際奉仕としても考えさせられる講演でした。

#### ■国際奉仕委員会 田川 富男

昨年11月フィリピンに上陸した大型台風30号による義捐金のご協力を頂きましたが、今回、フィリピンセブ島北部の学校修繕のための支援依頼が、2590地区よりきています。一人当たり1,000円の特別寄付を宜しくお願い致します。

#### ■ナムちゃんから 修学旅行お土産

広島名物

もみじまんじゅう

会員の皆さんに

おみやげにと。



#### ■雑誌委員会

安藤 達雄

##### ○雑誌月間に因んで

毎年4月は雑誌月間です。毎年外部卓話者をお願いしていましたので、今年もそのつもりで言葉をかけていましたが、うまくいきませんでした。そこで「友」4月号の紹介で責めを果たさせていただきます。4月号には雑誌月間にふさわしく、最近の情報が沢山載っていました。

先ず初めに200以上の国や地域でロータリークラブが活動する現在、ロータリーの雑誌は、これまで以上に大切な役割を担っています。

RI理事会は毎年4月を「雑誌月間」に指定し、ロータリー雑誌の役割を再認識すると共に私達ロータリアンが雑誌に関連して果たすべき役割についても考える機会としています。公式雑誌「ロータリアン」はアメリカ・イリノイ州エバンストンにあるRI世界本部で編集され、発行部数は約50万部です。この他に世界には31のロータリー地域雑誌があり、発行言語は、20か国以上に及びます。日本の「ロータリーの友」は9万5千部の発行で発行部数はロータリアンに次いで2番目です。最少はブルガリアやチェコ・スロバキアの2,500部です。詳細はロータリーの友4月号横組8～9ページにカラーで載っています。これら32の雑誌には、120万人以上の読者がいます。

RIのロンD、バートンさんは、「私はロータリーの雑誌で他のクラブの活動について読むことをいつも楽しみにしており、毎号どの記事を読んでも新しい発見や感動があります」



とっておられます。

4月号は私にとって特に多くの新しい発見がありましたので、ご紹介致します。

先ずロータリーの友は、日本でロータリーが2つの地区に分割された1952年(昭和27年)相互の地区およびロータリアンの情報伝達の手段の一つとして、この雑誌が誕生したそうです。(創刊は1953年1月です。)

##### 1) ロータリーの友地区代表委員について

地区代表委員は、各地区から一名選ばれて、地区内の情報を収集し編集者に提供したり、反対に「友」からの情報を地区内の会員に知らせたり、「ロータリーの友」と地区を結ぶ懸け橋です。

またロータリーの友委員会では、全国の代表委員が一堂に会する会議やゾーン毎に情報交換する会議を年に数回開催していますから地域雑誌の編集者と同様に、お互いに親しく付き合うこともできるようになります。

因みに当地区の本年度の代表委員は横浜港北クラブの桑原薫さんです。このような役職は初めて知ったという方もいると思いますが、それは、この役職名がロータリーの友委員会の役職名であって地区委員会の役職名ではないからだと思います。

##### 2) 「友」電子版について

「友」電子版は本年1月中旬にスタートし、「ロータリーの友」ホームページ

[www.rotary-no-tomo.jp](http://www.rotary-no-tomo.jp) からご覧いただけるようになりました。

同ホームページトップにある「ロータリーの友」電子版はこちらからをクリックしてください。IDとパスワードの入力を要求する画面がでてきます。

ID = rotary パスワード = rotary

地域雑誌は国際ロータリーの規則に従って発行する義務を負っていますから、電子版の発行はしなければいけないのです。ということです。

3) ガバナーノミニー・デジグネートとは

次期ガバナーになる方をガバナーエレクト  
その次にガバナーになる方をガバナーノ  
ミニー、その次にガバナーになる方をガバナー  
ノミニー・デジグネートと呼称するという立  
法案が規定審議会で採択されました。

ガバナーノミニーは36か月から24か月前  
までの間に指名しなければならないことにな  
っています。ガバナーエレクトになるのは  
1年前ですからノミニーが二人存在する時期  
があります。ノミニーが二人ではわかりにく  
いので就任まで24か月以上ある人をガバナー  
ノミニー・デジグネートと呼ぶことになった  
そうです。

(2013年4月に開催された規定審議会議にて)  
(「友」4月号横組33頁)

4) モンゴルに米山学友会が誕生

海外で6番目となる米山学友会が3月1日  
にモンゴルで創立されました。

(「友」4月号横組35頁)

5) 会員勧誘用広報誌をご活用ください

今年度も一般向け、会員勧誘用の2つの広  
報誌を改定し制作、世界と日本のロータリア  
ンの活動を、写真を交え紹介。見本誌とご案  
内状(申込み用紙付き)は9月号と一緒にク  
ラブへお送りしました。ご注文は「友」事務  
所まで。という記事がありました。

(「友」4月号横組39頁)

6) 吉原さんの川柳

これは新しい発見ではありません。再々の  
ことですが、吉原さんの川柳が載っています。  
横浜旭RCの名前を日本全国に広めて頂き、感  
謝しております。

「学食の味が決めます志望校」(縦組26頁)

■ニコニコBOX(会員敬称略)

安藤 公一／①水越先生、卓話宜しくお願  
いします。②ソメイヨシノが満開です。③倉  
本さん、ようこそ。

福村 正／漆原さん、代理ありがとうございます。

増田嘉一郎／卓話者、水越雄介弁護士を紹  
介します。水越先生、急な依頼をお引受け  
いただき、ありがとうございます。

安藤 達雄／水越さん、本日は卓話にお越  
し頂きありがとうございます。

田川 富男／国際奉仕より、フィリピンセ  
ブ島の支援、宜しくお願ひ致します。

綿貫 守一／誕生日祝いをいただき誠にあ  
りがとう御座居ました。これからも精進致し

す。御指導の程よろしくお願ひ致します。

吉原 則光／水越様、ご多用のところ卓話  
いただき有り難うございます。有益なお話と  
楽しみです。

吉野 寧訓／綿貫さん、米寿お目出とう御  
座居ます。

斎藤 善孝／誕生日祝いを頂きありがとう  
ございます。四捨五入したら、とうとう〇〇  
才になってしまいます。だんだん先が短くな  
ってきます。

二宮 登／青木さん、ナムちゃんのホーム  
ステイご苦労様でした。

倉本 宏昭／水越様、卓話よろしくお願  
いします。

青木 邦弘／①綿貫さん、誕生日おめでと  
うございます。米寿重ねておめでとうござ  
います。②水越様、卓話よろしくお願ひ  
します。

千葉 和裕／①関口さん、昨夜の横浜スタ  
ジアム開幕戦、盛り上がりましたが残念で  
したネ!!②綿貫さん、米寿お目でとうござ  
います。③倉本さん、日増しに顔色が良  
くなっているようで何よりです。

杉山 雅彦／新年度を迎え、当エリアも新  
入行員が6名入行しました。若いって良  
いですね。皆様よろしくお願ひします。

佐藤 真吾／水越先生本日はようこそお  
越し下さいました。卓話よろしくお願ひ  
致します。

■卓話「誤判と死刑存廃論について」

水越 雄介

1) 自己紹介

はじめまして。増田法律事務所の水越と申  
します。今年の1月から増田先生の事務所  
で弁護士としてのスタートを切らせて  
いただきました。私は、明治大学法科大学  
院出身ということもあり、増田先生とは  
大学院在学時代から大変お世話になって  
おります。

その増田先生からロータリークラブで  
スピーチする依頼を受けたらお断りする  
わけにはいかないと思ひまして本日この  
場でお話させていただくことになりました。

実は、私はロータリークラブでスピー  
チするのは初めてではありません。私は  
平成24年9月に司法試験合格後、秋田  
県で司法修習という弁護士になるため  
の研修を行っていたのですが、私の研  
修担当である弁護士の方が秋田港  
ロータリークラブの副会長をされて  
いた関係でスピーチをする機会を  
いただきました。その時は、法曹  
養成制度の問題点というテーマ  
でお話させていただきました。現在の  
法曹



志望者が置かれている過酷な現状をお話いたしました。まして、普段、法曹養成ということをあまり考えたことのない方に少しでも考えるきっかけになればいいと思いお話をさせていただきました。

では、今回は、いったい私は何を話せばよいか、かなりの難問に直面したのであります。せっかくなので普段、あまりみなさんが考えたりしないようなことを考えるきっかけになってほしいという思いから色々考えている際にふと新聞を見たときに、話題となってるニュースがありました。

それは、袴田事件の再審が決定したというニュースです。ここにおられる皆様も耳にされているところであると思います。袴田事件とは、袴田巖さんが1966年6月30日に発生した、清水市の味噌製造工場の専務宅で出火、全焼した現場から一家4人の焼死体が発見されたという事件の犯人として逮捕され、1980年11月に死刑判決を受けて確定したというものです。袴田さんは、逮捕されてから約48年もの間、身体を拘束されており、これはギネス記録にもなっているらしいです。

ところで、再審とはニュース等でよく耳にする言葉ではありますが、簡単に言って裁判のやり直しということなのですが、やり直し決定ができるにはものすごく厳しい要件をクリアしなければなりません。この要件は、刑事訴訟法第435条に定められています。

袴田事件では、有罪判決を受けた者の利益となる、新たな証拠が発見されたときに当たると判断されたわけですが、ここでは事件の中身まで深く入り込むことはしませんが、簡単に触れておくと、犯行時に袴田さんが着ていた服とされていた衣類に付着するDNAが、鑑定した結果、被害者のものと一致しないということが、新たな証拠として認められたようです。

また、刑事訴訟法第448条では再審開始をした場合は刑の執行を停止することができる」と規定されてまして、今回袴田さんが釈放されたのもこの規定を根拠とするものです。

このようにして再審が認められましたが、このまま再審によって無罪の判決がでると思われま。そこで、今回この袴田事件をきっかけに考えていただきたいと思うことは、死刑制度廃止ということ。このテーマは決して新しいものではなく、たびたび廃止するか否かが議論になっているところですが、廃止の是非という一般的にどのような議論がされているかということ、あまり意識されませんし、報道もされません。なので、死刑廃止っておおまかにどのような議論がされているのか、ということを紹介したうえで、廃止の議論の中で最も悩ましいテーマである誤判と死刑制度という観点を中心に、お話できればと思います。

## 2) 死刑制度廃止の議論

まず死刑制度廃止論という抽象的な議論を紹介する前に、具体的に死刑になる事件ってどのような事件かということを知っていただくために、死刑判決になった具体的事例を紹介したいと思います。

### ①服部 純也

建設作業員服部純也被告は、2002年1月22日午後11時5分ごろ、静岡県三島市の国道136号沿いで、アルバイト先から自転車で帰宅途中の女子短大生（当時19）を見かけ、誘いの声をかけたが、断られたため自分のワゴン車に押し込み強姦。同23日午前2時半ごろまでの間、三島市などを車で連れ回して逮捕・監禁したうえ、同市川原ヶ谷の市道で、短大生に灯油をかけてライターで火をつけ、焼死させた。服部被告と短大生に面識はなかった。遺体が見つかった2日後の1月25日、同県函南町で無免許運転で乗用車をUターンさせた際、対向車と衝突し、2人にけがを負わせた上、逃亡。2月28日に逮捕され、業務上過失傷害などで懲役1年6月の実刑判決を受けており、本事件の逮捕・監禁容疑で逮捕された7月23日には、収監中だった。

### ②小林 薫

奈良市三郷町に住む新聞販売店従業員、小林薫被告は、2004年11月17日午後1時50分頃、下校途中の小1女兒（当時7）に声をかけて車に乗せ、自宅マンションに連れ込んで暴行した。さらに暴行が発覚することを恐

れ、午後3時20分頃、自室の浴槽に女兒の顔をつけて殺害した。女兒の遺体から歯を抜くなどした後、午後10時頃、平群町の道路脇側溝に死体を遺棄した。18日午前0時6分、遺体が発見された。さらに小林被告は11月17日午後8時4分、女兒の携帯から、女兒を撮影した写真付きメールと「娘はもらった」の言葉を女兒の母親の携帯に送った。さらに12月14日午前0時頃には「今度は妹をもらう」というメールを送った。

2004年12月30日、逮捕された。2004年9月26日、奈良県北西部で別の女兒に声を掛け、体に触るなどのわいせつな行為をした。

2004年6月～11月、奈良県や滋賀県内で女性用下着など31枚を盗んだ。

小林被告は、かつて勤務していた大阪市東住吉区の販売店から新聞代金20数万円を持ち逃げしたとして、東住吉署は11月17日に業務上横領容疑で逮捕状をとっていた。2005年3月、東住吉署は小林被告を書類送検した。4月1日、半分程度を弁償していることなどを理由に起訴猶予となった。東住吉区の販売店は、小林被告が奈良県の販売店で勤務していることを知りながら、東住吉署に報告しなかったとして新聞社から取引解除されている。

### ③持田 孝

持田孝被告は1989年12月、飲食店で知り合った日本たばこ産業（JT）社員Sさんを強姦して、全治2週間の怪我を負わせた。さらに1週間後、強姦事件をネタに10万円を脅し取ろうとしたが、Sさんが警視庁城東署に通報したため逮捕され、強姦致傷、窃盗、恐喝未遂で懲役7年の実刑判決を受けた。

1997年2月に出所。Sさんが事件を通報したせいで逮捕されたこと逆恨みしていた持田被告は、1997年4月18日21時30分頃、東京都江東区の団地エレベーターホールで、Sさん（当時44）を包丁で刺して殺害し、女性のハンドバッグなどを盗んだ。公判で持田被告は、かつて逮捕されるきっかけとなった女性社員に対する恐喝未遂などの事件に関して「彼女にも落ち度がある。見知らぬ男から声をかけられれば注意するのが普通だと思う」と主張した。

（以上、[HTTP://WWW.GEOCITIES.JP/HYOUHAKUDANNA/CPLIST.HTML](http://www.geocities.jp/HYOUHAKUDANNA/CPLIST.HTML) から引用）

以上の3つの事件を聞いていて、とても気分を悪くされたかもしれません。ただその感情をもったまま死刑廃止というものを考えて

いただきたいと思います、あえて紹介させていただきました。

その気持ちをもったまま次に死刑廃止の議論の紹介をしたいと思います。死刑廃止に際して主に議論となるのは次の3つと考えられます。

- ①死刑の抑止効果の有無
- ②世論や被害者感情の考慮
- ③誤判の存在

まず①死刑抑止効果について

多くの人は、死刑があるから一定数凶悪犯罪が抑止されていると考えていると思われます。

しかし死刑の抑止効果については、いままで科学的な裏付けはなされていないということです。昔、社会学者のアイザック・エーリッヒという人が、一つの死刑執行は年間7から8件くらいの殺人を減少させるといっていました。しかし、これについては科学的裏付けがないということが現状です。

反対に、国際社会において死刑廃止が一般的潮流として死刑が廃止されているのでありますが、死刑を廃止したから凶悪犯罪が増えたのかという点に関して言えば、やはりそのような科学的根拠はないようです。現実にはヨーロッパ諸国は死刑を廃止している状態ですが、アムネスティインターナショナルによれば「1981年に死刑を廃止したフランスの統計でも、死刑廃止前後で、殺人発生率に大きな変化はみられません。韓国でも、1997年12月、一日に23人が処刑されましたが、この前後で殺人発生率に違いが無かった、という調査が報告されました。また、人口構成比などの点でよく似た社会といわれるアメリカとカナダを比べても、死刑制度を廃止していない米国よりも、1962年に死刑執行を停止し、1976年に死刑制度を廃止したカナダの方が殺人率は低いのです。つまり、死刑制度によって殺人事件の悲劇を討じ込めることは、できないのです。」とされているようです。

もともと、死刑により犯罪を思いとどまった人が現実にいたかどうかは科学的に検出することは不可能であると思われます。思いとどまった人は、何ら行動を起こしていない以上、犯罪発生数等で補足することができないからです。死刑に抑止はないとまったく否定してしまうのも感覚としてどうかなと思ってしまうところではあります。

ここで一つ参考になるのが金川真大という死刑囚です。彼は、2008年3月19日午前9

時 15 分頃、自宅近く住む無職男性（当時 72）方で自転車の空気入れを借り、男性が空気入れを物置に片付けようと背を向けた際、男性の首を文化包丁（刃渡り約 18cm）で刺し、失血死させた。出身校である市内の小学校を襲うつもりであったが、当日は卒業式で人が多かったため断念。帰り道、たまたま屋外にいた男性を殺害したもので、男性とは面識はありませんでした。

土浦署捜査本部は 21 日、金川被告を殺人容疑で全国に指名手配した。金川真大被告は 19～22 日、東京都内のホテルに宿泊し、23 日は秋葉原にいた。22 日午後 0 時 42 分には、荒川沖駅周辺から携帯電話で「早く捕まえてごらん」と 110 番しました。茨城県警は 170 人体制で警戒、荒川沖駅にも改札口周辺とホーム、西口、東口双方のロータリーに私服捜査員各 2 人が配置されました

金川真大被告は 23 日午前 11 時 5 分頃、JR 荒川沖駅におり、ニット帽をかぶり、両手に滑り止めのゴム手袋をはめ、サバイバルナイフ（刃渡り約 21cm）と文化包丁（同約 18cm）を両手にもち、改札口から自由通路を東口方面に向かい、男子高校生（当時 18）の頸部をサバイバルナイフで刺し、男子高校生（当時 16）の左腕を傷つけ、さらに改札口前の自由通路で、サバイバルナイフで私服捜査員の男性（当時 29）の額を傷つけ、近くにいた男性（当時 50）の頸部を切りつけました。連絡通路を走り、追い抜きざまに女性（当時 59）の胸を刺し、すれ違いざまに男性（当時 60）の右腕を切りつけた。前に回り込んで女性（当時 62）の胸を刺し、ショッピングセンター 1 階付近で、茨城県阿見町に住む会社員の男性（当時 27）の頸部を刺して失血死させた。男子高校生（当時 18）と女性（当時 62）が重傷、残り 5 名が軽傷を負った。

金川被告はその直後、駅西口から約 300m 離れた交番で土浦署にインターホン電話で「おれが犯人です。早く来てください。犠牲者が増えますよ」と話し、急行した警官が午前 11 時 16 分に逮捕した。交番は当時、無人だった。持っていたナイフ等は全て投げだし、抵抗しなかった。

この事件は土浦連続殺傷事件として大々的に報道されましたが、金川死刑囚がこの犯罪を犯した動機は、一貫して「死刑になりたかったから」といっています。彼は、取調べ、公判、新聞記者の面会によるときも一貫して死

刑にしてほしいといい、第一審の死刑判決に対し控訴しませんでした。彼は生きていても仕方ないと考え自殺を考えましたが、自殺の際には痛みや苦しみがあるだろうと考え、国に殺してもらえる死刑であれば痛みや苦しみがなくて済むだろうと考えたのです。結局彼は、一度も反省や遺族への謝罪等をする事なく、2013 年 2 月 21 日に死刑が執行されました。この事件をどう考えますでしょうか。

## ②世論や被害者感情の考慮

日本では 5 年ごとに内閣府で死刑の有無について世論調査をしています。そこでは一番新しい 2009 年の世論調査では 85.6% の人が死刑に賛成しています。これは過去最高の数字だったそうです。そして、報道等でも一度は触れていると思いますが、光市母子殺人事件で現れているように、被害者遺族は犯人の死刑を望むことが多いでしょう。この感情は、遺族でない私達でも共有することができる感情だと思います。たとえ死刑廃止論者であっても、自分の近い人が殺されて、その遺族に対し死刑は廃止すべきだなんて言える人はいないと思います。

しかし、遺族感情を死刑存置の根拠とするならば、1 人殺した者についても死刑にならなければバランスが悪いという気がします。さきほども少しふれたように、日本において 1 人殺したくらいでは基本的に死刑にはなりません。我が国における刑罰とは、その犯罪者の刑法に違反する行動に対する責任として懲役の年数や無期または死刑が決定されるという考え方をとっております。被害者の感情も犯罪者の刑罰を決める一つの考慮要素にはなりますが、本質的に刑罰を決める基進にはならないともいえます。被害者感情をどのようにケアしていくかば死刑制度の存廃にかかわらない問題として検討すべき重要なテーマではありますが、死刑廃止の議論の中では中核的な論点にはならないと思います。

## ③誤判について

死刑制度を語るうえで、誤判との関係は避けて通れないのではないかと思います。冒頭に袴田事件の紹介から入ったのも、誤判と死刑との関係を考えてほしかったからです。これまで死刑確定していたけども、その後再審によって逆転無罪になった事例は 4 件あります。それぞれ報道等で知られている方もいると思います。今回の袴田事件が 5 例目になる確率は高いのではないかと考えております。

まず前提として日本の刑事司法制度が人の手を行われている以上、少なからずも一定数の誤判が生まれる危険があることを否定することができません。それは過去の経験からも裏付けておりますし、これからも現状の人の手による刑事司法制度が維持されていることからしても、この危険性を少なくする方向で努力することができても、危険をゼロにすることはできないでしょう。刑事訴訟法が再審という制度を残していることを考えても、一定数存在する誤判を事後的に回復することが可能なように、制度的に手当をしているとも考えられます。

そこで考えてほしいのは、死刑は執行されてしまうとのちに誤判が判明しても回復することが不可能となってしまふところです。少し前に足利事件という再審無罪判決が出たことで話題となった事件があります。足利事件で罪に問われていた菅家利和さんは、娘を殺したとして逮捕され、娘に残された体液のDNA鑑定により菅谷さんのDNAと一致したことが決定的な証拠となり最終的に2000年7月17日無期懲役が確定しました。

しかし、DNAを再鑑定したところ、一致していなかったことが明らかになり、2010年3月26日に再審で無罪と判決されました。もちろん失った時間は帰ってきません。しかし、生きていればその名誉を回復し、補償等により一定の救済をすることができます。死刑にはそれができないのです。

この点、死刑存置論者からは次のよう見解が述べられています。それは誤判の問題と死刑の問題は議論の次元が異なるということです。また、死刑に相当する犯罪を行ったと疑われる者がビデオカメラや現行犯として逮捕されたことにより確実であるという場合にも、誤判を理由に死刑をしないということが言えるのかという疑問が呈されています。

また誤判は死刑や懲役などすべての刑罰であってはならないことであるが、だからといって誤判の危険があるからといって刑罰すべてを廃止するべきという結論にはならないということです。

また、死刑判決は相当償重な事実認定により行われるし、確定したのちも事件を担当した検察官とは別の検察官が再審という道も残しており再審や非常上告（刑事訴訟法454条、日本において、検事総長が、最高裁判所に対して、刑事訴訟における確定判決について、

その事件の審判が法令に違反したことを理由としてその違法の是正を求める申立を言います。）に該当するかを検討し、報告書にまとめ、法務大臣に回付するという手続きもあり、誤判による死刑執行をしないよう相当慎重な手続きが行われています。

また、実際に再審が行われている事件については、事実上死刑の執行は行われていないということを主張します。

### 3) 最後

以上、主に死刑について議論されていることをごく簡単に紹介させていただきました。ここで存置か廃止かについて一定の結論を出すことは避けたいと思います。

ちなみに袴田事件ほどではありませんが、最近報道でも取り上げられた再審申立の事件がもう一つあります。それは飯塚事件といって1992年に福岡県飯塚市の小学1年女児2人（ともに7）の登校中に自分のワゴン車へ誘い込み、市周辺で首を絞めて殺害、同日11時ごろ、福岡県甘木市野鳥の雑木林に遺体を捨てたという事件で、DNA鑑定の結果、遺体周辺の血痕と久間被告のDNAの型が一致したなどとして、2006年9月8日に死刑が確定した事件です。

実は飯塚事件でのDNA型鑑定に用いられた方法は、後に鑑定の誤りが判明し、再審無罪が確定した足利事件と同じ「MCTL18型」という方法で行われています。弁護団は、このDNAのネガフィルムを解析した結果、第三者のDNAが発見されていると主張し、再審の準備をしておりました。しかし08年10月28日に死刑が執行されてしまいました。

それでも再審請求をしておりましたが、先月31日に再審は認められませんでした。DNA以外の証拠によっても犯人と認められるとの結論でした。

今後、袴田事件について再審決定に対する即時抗告が東京高裁で行われます。そして再審決定が確定すれば、袴田事件は再び刑事裁判にかけられることになり、そこで改めて死刑に処するか否かが審理されます。このような報道を目にした際には、ここで聞いた死刑の議論をほんの少し思い出していただいて、死刑存廃について考えるきっかけになってもらえればよいと思います。

### ■次週の卓話

矢萩章太郎様（ふじさわ法律事務所、弁護士）  
週報担当 内田 敏